

## あわら市地域防災計画改定業務委託仕様書

### 1 件名

あわら市地域防災計画改定業務委託

### 2 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

### 3 履行場所

あわら市市姫三丁目1-1

### 4 目的

あわら市では、令和5年7月に豪雨、令和6年1月1日に能登半島地震の災害が連続して発生し、いずれも甚大な被害を受けている。このようなことから、効果的な防災対策を検討するとともに、防災関係法令の改正や防災基本計画及び福井県地域防災計画などの上位計画との整合を図り、直近の実災害における対策を反映した地域防災計画とするための改定を目的とする。

なお、主な改定の方針としては、次の4点とし、あわら市地域防災計画に反映することとする。

#### ①市民に対する防災意識向上

市民の自助・共助力を向上させるための施策を実施する。

#### ②地域住民や企業等との連携

地域住民や企業等と連携のもと、地域防災力を高め、発災時の被害軽減に繋げる。

#### ③今後の社会情勢を反映し、計画の実効力を高める。

少子高齢化、人口減少、DX化、多様性配慮の視点を取り入れるなど、新しい社会情勢に応じた防災対策の方向性を示し、計画の実効力を高める。

#### ④庁内各部署の誰が何をいつするのかを明確化する。

庁内の各部署における処理事項、責任を明確化することにより、迅速かつ適切な災害対策本部運営ができるようにする。

### 5 業務の対象範囲

業務の対象範囲は、あわら市全域とする。ただし、広域的な検討を要する場合は、隣接する地域を含む直近の実災害発生地域も対象とする。

### 6 準拠法令等

本業務の実施にあたっては、下記の関係法令、規則、通達、基準及び指針等を遵守し、また、それらとの整合性を図らなければならない。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
- (2) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）

- (3) 水防法（昭和24年6月4日法律第193号）
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律  
（平成12年5月8日法律第57号）
- (5) 防災基本計画
- (6) 福井県地域防災計画
- (7) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
- (8) 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
- (9) 土砂災害警戒避難ガイドライン
- (10) 避難情報に関するガイドライン
- (11) 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン
- (12) あわら市総合振興計画
- (13) その他関係法令、条例、規則、報告、ガイドライン等

## 7 管理技術者等の配置

本業務の遂行にあたり、災害事象及び災害対策法制に精通し、地域防災計画の策定に係る経験のある技術者を管理技術者、担当技術者及び照査技術者として配置すること。

### (1) 管理技術者

管理技術者は、過去10年以内に地域防災計画改定業務の経験を有し、当該業務に従事した実務経験が5年以上あること。

### (2) 担当技術者

担当技術者は、防災アセスメント、地域防災計画、業務継続計画及び受援計画の業務経験を有する者とする。

### (3) 照査技術者

照査技術者は、技術士（都市及び地方計画）の資格を有する技術者とする。

なお、管理技術者とは別の者を配置すること。

## 8 提出書類

受託者（以下「乙」という。）は本業務に着手する前に業務実施計画書及び作業工程表を提出し、甲の承認を得るものとする。

## 9 業務内容

### ア 計画準備

乙は、本業務を円滑かつ的確に実施するため業務実施計画を作成し、業務の進捗管理及び成果の品質管理等を適切に行う。

### イ 資料収集・整理

乙は、本地域の災害特性、防災体制及び災害対策に関する現状と計画、実施基準・ルール・様式、施設・設備・資機材・その他地域の災害事例の情報等、その他本業務に必要な資料を収集し整理する。

### ウ 修正方針の検討

乙は、収集・整理した資料等を基に、現行のあわら市地域防災計画の記載事項

を検証し、あわら市地域防災計画の問題点を抽出し、その修正課題、修正方針について簡潔にまとめたものを初回打合せにおいて、甲に説明すること。

#### エ 防災体制の見直し

乙は、甲の防災体制について災害の想定や発表される防災情報、他市町村の状況等を参考に、配備基準、組織体制、事務分掌、タイムライン等を検討し、現状に合わせた防災体制案を作成する。

#### オ 地域防災計画（本編）素案の作成

乙は、あわら市地域防災計画（本編）素案を作成する。作成にあたり次の事項を留意すること。

- (ア) ウ、エに係る検討結果を反映して、あわら市地域防災計画（素案）を作成すること。
- (イ) 最新の防災基本計画、福井県地域防災計画との用語、内容の整合を図ること。
- (ウ) 現行計画の対策について、被災自治体の教訓や他市町村の知見に基づき検証し、甲の実態に適合した対策を検討すること。
- (エ) 計画の記載内容については、誰もが対策の方針や流れを容易に理解できる表現とし、必要に応じて用語説明を行うこと。
- (オ) 現行計画から素案への変更点及びその理由が理解できるような資料の作成を行うこと。

#### カ 地域防災計画（本編）素案の修正

地域防災計画素案について、甲との協議調整により修正を行う。

#### キ 地域防災計画（資料編）素案の作成

地域防災計画資料編を更新するための情報を収集・整理し、また、現行の記載資料について、地域防災計画として掲載することの必要性を検討のうえ、掲載資料を提案し、甲との協議調整を行い作成すること。

#### ク 地域防災計画（概要版）の作成

地域防災計画の内容を簡潔にまとめた地域防災計画概要版を作成すること。

#### ケ 新旧対照表の作成

新計画と旧計画とを比較した新旧対照表を作成すること。

#### コ 庁内会議・関係機関との調整支援

庁内会議の開催に伴い、甲の補助及び会議録の作成等の支援を行う。なお、庁内会議については、3回程度を予定している。

関係機関については、意見様式を作成して提供し、回収した意見を取りまとめ、あわら市地域防災計画（素案）への反映について検討すること。

#### サ 防災会議の支援

防災会議の開催に伴い、会議資料（電子データ）の作成を行うとともに、必要に応じて会議に出席し、甲の補助及び会議録の作成等の支援を行うこと。なお、防災会議については、2回程度を予定している。

## シ パブリックコメントの支援

乙は、あわら市地域防災計画（素案）について、市が行うパブリックコメントから得られた意見等を分析し、あわら市地域防災計画（素案）への反映について検討する。

## ス 福井県との協議支援

福井県からの意見については、甲と協議のうえ、あわら市地域防災計画（素案）への反映を行うこと。

## セ 防災士の意見聴取

防災士からの意見聴取会にて得られた意見等を分析し、あわら市地域防災計画（素案）への反映について検討すること。

## 1 0 成果品

本業務の成果品及び納入期日は、次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画（本編）素案（A 4判）一式
- (2) 地域防災計画（本編・資料編）（A 4判）1部 ※リングファイル綴
- (3) 地域防災計画（本編・資料編）の電子データ一式（CD-R）
- (4) 地域防災計画（本編・資料編）概要版（A 4判）1部 ※リングファイル綴
- (5) 地域防災計画（本編・資料編）概要版の電子データ一式（CD-R）
- (6) 納入期限  
令和7年3月31日（月）まで
- (7) 納入場所  
あわら市総務部総務課防災安全対策室

## 1 1 留意事項

### (1) 打合せ協議

本業務の進捗に応じて、年3回程度打合せ協議を想定しているが、業務の進捗状況に応じて適宜実施するものとする。また、相互に密に連絡をとり、進捗状況等を電話又は電子メール等で報告する。なお、打合せ協議については必ず対面で実施するものとする。

### (2) 成果品の管理及び帰属

ア 乙は、作成した素案、計画書、会議録及び会議資料等について、電子情報として処理がされたものについては、電子媒体（CD-R等）により計画とともに市へ引き渡すこと。

イ 業務の成果品の著作権は甲に帰属するものとし、乙は、甲の承認を受けずにこれを公表、譲渡、複製、貸与又は使用をしないこと。

## 1 2 秘密の保持

別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」のとおり提出すること。

## 1 3 疑義

受託業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合には甲乙協議のうえ、これを解決すること。